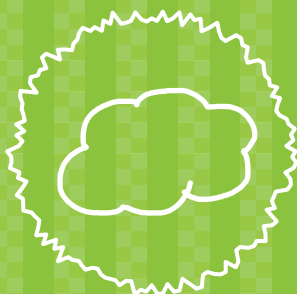
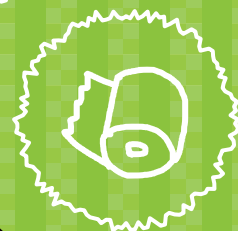


高知県リサイクル製品等 認定制度

製品、事業所^{及び}
エコショップ募集



高知県

リサイクル製品等 認定制度って



なに？



→ 高知県リサイクル製品等認定制度とは？

高知県では廃棄物の発生抑制や循環資源の有効利用の促進、環境関連産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するための方策として「高知県リサイクル製品等認定制度」を実施しています。

廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」、環境に配慮した取組で特に優れた成果を挙げている県内の「環境配慮型事業所」、そして、県内の店舗（小売店、道の駅、飲食店等の商店）のうち、環境に配慮した取組を積極的に実施する「エコショップ」について高知県が認定を行い、認定された製品、事業所、店舗については高知県のホームページ、パンフレットによる広報などを通じて、その利用、普及を図ります。

→ 認定されると？

- ① 県のホームページで認定製品、認定事業所及び認定エコショップを紹介する他、パンフレットを作成し幅広く広報します。
- ② 県は、認定製品、認定事業所及び認定エコショップの普及促進について取り組むとともに、「高知県リサイクル認定製品」に認定された製品は高知県のグリーン購入実施計画の重点調達品目となります。
- ③ 認定製品、認定事業所及び認定エコショップはそれぞれ「高知県認定リサイクル製品」、「高知県認定環境配慮型事業所」、「高知県認定エコショップ」と表示することができます。
- ④ 認定された製品や事業所、店舗であることを表示するためのシンボルマークを使用することができます。



→ 認定対象



※認定対象及び要件の詳細については「高知県リサイクル製品等認定要綱」を参照してください。

リサイクル製品

廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工され、販売されている（あるいは6ヶ月以内に販売される）優良なリサイクル製品。

「高知県リサイクル製品認定基準」に適合し、その普及により県内における廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進に寄与すると認められるもの。

環境配慮型事業所

環境に配慮した取組を積極的に実施し、著しい成果を挙げており、その取組のアイデア性、技術性などから他事業所における取組のモデルとなると判断される次の事業所。

A. エコ事業所

事業所から出るごみの発生抑制やリサイクル、省資源・省エネルギー活動を実践し、環境保全活動や環境への負荷を低減する取組を行い、一定成果をあげている事業所。

.....

B. 環境にやさしい事業所

事業所から出るごみの発生抑制やリサイクル、省資源・省エネルギー活動を実践し、環境保全活動や環境への負荷を低減する取組を行い、著しい成果をあげている事業所。

.....

C. 環境負荷低減技術開発等事業所

廃棄物の発生抑制や再資源化等、環境への負荷を低減する技術、装置、システムなどの開発を行い、実用化し、著しく高い効果をあげている事業所。

エコショップ

県内の店舗（小売店、道の駅、飲食店等の商店）のうち、廃棄物の発生抑制、リサイクル製品の需要拡大等に積極的に取り組んでいる店舗、又は地産地消の推進や環境に配慮した活動等により、地域における循環型社会の形成に貢献している店舗。



→ 認定までのフロー



1. 募集

募集期間 (平成26年度)

平成26年6月2日 (月)

～平成26年7月31日 (木)

2. 申請

認定申請しようとする事業者の方は、所定の申請書と関係書類等を提出してください。

申請用紙は下記ホームページ又は高知県環境対策課等で入手できます。

3. 受付

提出先:高知県環境対策課

4. 事前チェック

提出された申請書の記載内容、書類、資料などの確認を行います。

また必要に応じてヒアリング、現地調査を実施します。

5. 認定審査

「高知県リサイクル製品等認定審査会」において審査が行われ、認定製品、認定事業所及び認定エコショップを決定します。

6. 認定

認定証を交付します。

※認定期間 3年 (認定日から3年経過した日の属する年度末まで)

—申請・問合せ先—

〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部環境対策課

TEL:088-821-4524 FAX:088-821-4520

E-mail:030801@ken.pref.kochi.lg.jp

URL:<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/>